

久留米市消費生活センター

令和7年度

会計年度任用職員(消費生活相談員)採用試験 募 集 案 内

1 職務内容及び採用予定人員

試験区分	主な職務内容	採用予定人員
会計年度任用職員 (消費生活相談員)	(1) 消費生活相談業務（消費者安全法（平成21年法律第50号）第8条第2項第1号（事業者に対する消費者からの苦情に係る相談への応対）及び第2号（事業者に対する消費者からの苦情の処理のためのあっせん）に規定する事務をいう。以下同じ。） (2) 消費者啓発・教育業務（講座講師等） (3) その他消費生活センターの業務に関する事務	1人程度

※ 採用予定人員は変更になる場合があります。なお、一定の基準に満たない場合は、合格者数が採用予定人員を下回ることがあります。

2 受験資格

(1) 次の①又は②のいずれかの資格を有する者（令和8年4月1日までに資格を取得することができる者を含む。） ① 消費生活相談員（消費者安全法第10条の3第1項に規定する消費生活相談員資格試験に合格した者をいい、不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律（平成26年法律第71号）附則第3条の規定により当該資格試験に合格した者とみなされる者を含む。） ② ①以外であって、次のア又はイのいずれかの資格 ア 独立行政法人国民生活センターが認定した消費生活専門相談員 イ 一般財団法人日本産業協会が認定した消費生活アドバイザー
(2) 上記(1)以外の者であって、次の①の資格を有する者（令和8年4月1日までに資格を取得することができる者を含む。）又は②の経験を有する者（雇用契約等により令和8年3月31日までに1年以上となることが見込まれる場合を含む。） ① 一般財団法人日本消費者協会が認定した消費生活コンサルタント ② 消費生活相談業務又はこれに準ずる事務（自治体の消費生活センター又は消費生活相談窓口のほか、企業の顧客相談室やコールセンター等での消費者からの苦情に係る相談事務をいう。）に通算して1年以上従事した経験（一週当たりの勤務日数は問わない。）

※ 上記資格を取得することができなかった場合又は経験の期間を満たさないこととなった場合は、採用されません。

※ 年齢・国籍は問いません。なお、日本国籍を有しない人の受験資格等の詳細については、4ページの「9 日本国籍を有しない人の受験資格等」に記載しています。

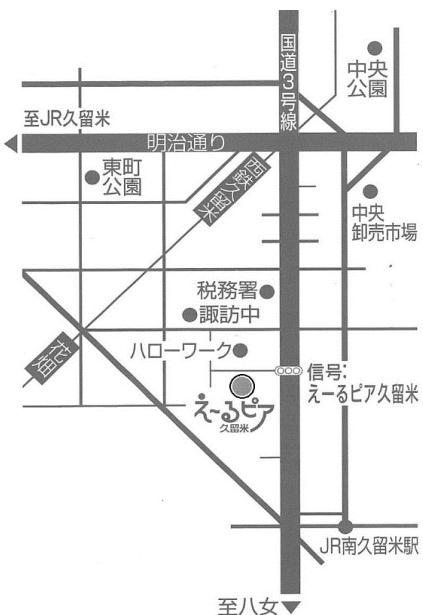
※ 上記(1)及び(2)に掲げる資格又は経験があっても、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれかに該当する者（次の①から③を参照）は、受験できません。

- ① 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ② 久留米市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ③ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 試験の日程及び会場

- (1) 日時等 令和8年2月22日(日) 午前9時30分集合
(2) 会場 えーるピア久留米2階206学習室(久留米市諒訪野町1830番地6)
[注意]えーるピア久留米で他のイベント等が開催されている場合、駐車場が満車となり入庫できない場合があります。

●えーるピア久留米 経路案内



- ◆来所の際は、公共交通機関をご利用ください
- ◆駐車場はありますが、有料(30分を超える場合は1時間ごとに100円)となります。また、満車で入庫できない場合があります。なお、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、被爆者健康手帳の所持者が運転し、又は同乗している場合は駐車料金が免除になります。
- ◆徒歩 西鉄久留米駅から約10分(約700メートル)
- ◆バス 西鉄久留米駅から乗車約5分
JR久留米駅から乗車約20分
「税務署前」で下車し、徒歩約5分

4 試験の内容

試験科目	試験内容	所要時間
作文	職務内容に関する知識や意見等について、文章による作文試験	60分
人権問題	人権に関する一般的な知識等について、択一式による筆記試験	5分
面接	面接を通じて職員としてふさわしい人物かどうかを判定するもの	---

※ 受験上の配慮(補聴器や車いすの使用、拡大文字を使用した試験問題など)を希望する人は、令和8年2月18日(水)午後5時までに、久留米市消費生活センターへご連絡ください。補聴器や車いすなど、受験時に使用する補装具等については、各自で用意してください。拡大文字は、文字の大きさを基本的に「この大きさ(14ポイント)」に拡大します。

5 試験当日に持参するもの

- (1) 受験票
(2) 鉛筆又はシャープペンシル、消しゴム

※ 試験中に使用できる時計は、時計機能のみのものに限ります。試験中は、携帯電話やタブレット端末を含むすべての電子機器の使用を一切禁止します。

6 申込受付期間及び受験手続

- (1) 申込受付期間
① 持参する場合
令和8年1月7日(水)から令和8年2月18日(水)までの各日午前9時30分から午後5時まで。
*ただし、土曜日、日曜日(第2日曜日を除く。)、休日、月の末日は、受付を行いません。
② 郵送する場合
令和8年2月6日(金)消印有効

(2) 申込方法

「受験申込書」に必要事項を記入し、及び写真を貼付し、並びに次の表の各区分に応じて当該区分に定める書類を添付した上、次の①又は②のいずれかの方法により申し込んでください。

資格又は経験の区分	添付すべき書類	
上記「2 受験資格」の(1)	消費生活相談員 消費生活専門相談員 消費生活アドバイザー	当該資格を確認することができる書類等の写し
上記「2 受験資格」の(2)	消費生活コンサルタント	当該資格を確認することができる書類等の写し
	消費生活相談業務又はこれに準ずる事務に通算して1年以上従事した経験	経験を確認することができる書類等の写し

※ 上記資格を令和8年4月1日までに取得する見込み（経験にあっては同年3月31日までに満たす見込み）である者にあっては、そのことを確認できる書類の写しを添付すること。

※ 提出された申込書等は一切返却しません。

① 持参する場合

久留米市消費生活センター（えーるピア久留米2階）まで持参してください。

② 郵送する場合

封筒の表面に「受験申込み」と朱書きし、裏に申込者の住所・氏名を明記した上で、久留米市消費生活センター宛てに、特定記録郵便又は簡易書留郵便のいずれかの方法で送付してください。これらによらない場合の事故については責任を負いません。

また、この封筒には、受験票を返信するための郵送用封筒（表面に申込人の住所・氏名を明記し、110円切手を貼ったもの）を必ず同封してください。同封する封筒には、定型郵便物（最大120ミリメートル×235ミリメートル）の適用を受けるものを用いてください。

(3) 受験票の交付

受験票は、受験申込書を持参した場合は受付時に交付し、郵送した場合は後日に返信用封筒により郵送します。受験票が届かない場合又は紛失した場合は、令和8年2月19日（木）午後5時までに必ず久留米市消費生活センターに連絡してください。

7 合格者の発表等

(1) 合格者の発表

① 日時 令和8年2月26日（木）午前9時

② 方法 合格者の受験番号を久留米市のホームページへ掲載するとともに、同日中に受験者全員に合否の結果を郵便により発送します。

※電話、メール等での合否に関する問合せへの対応については、一切、行いません。

(2) 試験成績の開示

本人に限り開示の請求をすることができます。なお、電話、メール等による請求はできません。

① 対象者 不合格者（すべての試験科目を受験した人に限ります。）

② 請求方法 「受験票」及び「本人であることを示す書類（マイナンバーカード、運転免許証等）」を久留米市消費生活センターまで持参してください。

③ 開示内容 順位・科目別得点・総合得点を開示します。

④ 開示期間 合格発表の日から1か月間

8 採用候補者名簿への登載及び採用日等

合格者は、採用候補者名簿に成績順に登載され、令和8年4月1日から令和9年3月31日まで任用されます。なお、勤務成績が良好で公務の運営上必要がある場合に限り、原則2回最大4回まで再度の任用をする場合があります。

(1) 採用候補者名簿の有効期間は作成日から1年間です。この間に採用にならない場合もあります。

(2) 業務の都合により令和8年4月2日以降の採用となる場合があります。この場合も、原則として令和9年3月31日までの任期となります。更新も同様に勤務成績が良好で公務の運営上必要がある場合に限り、原則2回最大4回まで再度の任用をする場合があります。

※ 任用された職（ポスト）が廃止された場合は、再度の任用は行いません。

9 日本国籍を有しない人の受験資格等

(1) 受験資格

- ① 前記「2 受験資格」の規定と同じ
- ② 上記①の資格とあわせて、次のいずれかの要件を満たす必要があります。
 - ア 出入国管理及び難民認定法に定められている永住者
 - イ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定められている特別永住者

(2) 試験の内容

前記「4 試験の内容」の規定と同じ。なお、すべての試験科目において、日本語による出題・質問で、それらに対する回答・応答もすべて日本語で行っていただきます。

10 給与及び勤務条件

項目	内 容
給 与 (前記「2 受験資格」の (1)の資格を有する者)	報 酬：月額241,037円（地域手当相当報酬を含む。） 諸手当：期末手当(2. 525月分)、勤勉手当(2. 125月分) 通勤手当、時間外勤務手当等あり 年 額：362～401万円
給 与 (前記「2 受験資格」の (2)の資格又は経験を 有する者)	報 酬：月額223,190円（地域手当相当報酬を含む。） 諸手当：期末手当(2. 525月分)、勤勉手当(2. 125月分) 通勤手当、時間外勤務手当等あり 年 額：335～371万円
勤務日数 及び 勤務時間	1日当たり7時間の週5日勤務(週35時間)。第2日曜日は勤務を要する。 【勤務時間】 a : 8時30分から16時30分まで（うち休憩1時間） b : 9時00分から17時00分まで（うち休憩1時間） * 上記a又はbのローテーション勤務で、具体的な勤務表は別に定める。 * 業務上の必要があるときは、勤務時間外又は週休日若しくは休日での勤務がある。
週休日	土曜日、日曜日（第2日曜日を除く。）、月の末日（月の末日が土曜日、日曜日及び次項の休日に当たる場合は、別に指定する日）
休 日	国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日までの期間
休暇等	年次有給休暇、特別有給休暇（有給・無給）、介護休暇、育児休業 等
社会保険	健康保険、厚生年金保険、雇用保険
勤務地	久留米市消費生活センター (久留米市諏訪町1830番地6・えーるピア久留米内)

* 上記の金額は、給与改定等により変更になる場合があります。

〈お問合せ先・受験申込書の提出先〉

久留米市消費生活センター

〒830-0037 福岡県久留米市諏訪野町1830番地6 えーるピア久留米2階

TEL 0942-30-7700 FAX 0942-30-7715

- ・開館は、午前9時30分から午後5時まで
- ・電話応答は、午前8時30分から午後5時まで
- ・土曜日、日曜日（第2日曜日を除く。）、休日、月の末日及び12月29日から翌年の1月3日までは休館